

北仙台・泉中央・長町地区交通安全特定事業計画

宮城県公安委員会

2019年3月

目 次

| | | |
|-----|---|---|
| 1 | 事業方針 | 1 |
| 2 | 交通安全特定事業を実施する道路の区間 | 1 |
| (1) | 北仙台地区 | 1 |
| (2) | 泉中央地区 | 2 |
| (3) | 長町地区 | 2 |
| 3 | 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容 及び実施予定期間 | 3 |
| (1) | 北仙台地区 | 3 |
| (2) | 泉中央地区 | 4 |
| (3) | 長町地区 | 4 |
| 4 | その他交通安全特定事業の実施に際し配意すべき実施事項 | 5 |

北仙台・泉中央・長町地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、仙台市バリアフリー基本構想（北仙台地区、泉中央地区及び長町地区）に即して、北仙台・泉中央・長町地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 事業方針

以下の事業方針により、高齢者、障害者等による道路横断時の安全の確保等を図る。

- (1) 必要性の認められる箇所では、音響機能付加、歩行者横断時間の確保等バリアフリー対応型信号機の整備を進める。
- (2) 信号機が設置されていない箇所では、視認性に優れた道路標識、道路標示等の整備を進める。
- (3) 移動等円滑化の妨げとなる違法駐車行為の防止のための各種取り組みを進める。

2 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別紙地図参照）

基本構想で定められた生活関連経路のうち、高齢者、障害者等の利用実態、交通状況、道路構造等に応じて別紙のとおり主要な生活関連経路を選定し、当該経路を構成する道路の区間において重点的に事業を実施するものとする。

(1) 北仙台地区

| 主な道路の区間 | | | 主な生活関連施設 | |
|---------|--------------------------|---|--------------------------------|----------------------------------|
| No. | 区間 | 路線 | 特定旅客施設 | 連絡する主な施設 |
| 1 | 地下鉄北四番丁駅から 地下鉄北仙台駅まで | 県道仙台泉線 県道北仙台停車場線 | J R北仙台駅 地下鉄北四番丁駅 地下鉄北仙台駅 | 病院 仙台合同庁舎 |
| 2 | 地下鉄北仙台駅から 県立視覚支援学校まで | 県道北仙台停車場線 県道仙台泉線 市道愛宕上杉通1号線 市道北七番丁2号線 | J R北仙台駅 地下鉄北仙台駅 | 仙台北警察署 スポーツ施設 県立視覚支援学校 |
| 3 | 地下鉄北四番丁駅から 県立視覚支援学校まで | 県道仙台泉線 市道北四番丁岩切線 市道北六番丁線 市道愛宕上杉通1号線 市道北七番丁2号線 市道宮教大付属小学校前線 | J R北仙台駅 地下鉄北四番丁駅 | 病院 勝山公園 大型商業施設 県立視覚支援学校 |

(2) 泉中央地区

| 主な道路の区間 | | | 主な生活関連施設 | |
|---------|------------------------------|---|----------|--------------------------------------|
| No. | 区間 | 路線 | 特定旅客施設 | 連絡する主な施設 |
| 1 | 地下鉄泉中央駅から 障害者福祉施設まで | 市道七北田実沢線 市道泉中央101号線 市道泉中央幹線1号線 市道泉中央幹線2号線 | 地下鉄泉中央駅 | イズミティ21 障害者福祉施設 老人ホーム 泉中央公園 |
| 2 | 地下鉄泉中央駅から 泉区役所まで | 県道仙台泉線 市道七北田実沢線 市道泉中央幹線2号線 市道泉中央駅入口線 市道泉中央歩行者専用 道路1号線 市道泉中央歩行者専用 道路2号線 | 地下鉄泉中央駅 | 泉区役所 大型商業施設 病院 |
| 3 | 地下鉄泉中央駅から 泉警察署 七北田公園まで | 県道仙台塩釜線 県道泉塩釜線 市道泉中央25号線 市道泉中央26号線 市道泉中央108号線 | 地下鉄泉中央駅 | 泉警察署 七北田公園 スポーツ施設 大型商業施設 |

(3) 長町地区

| 主な道路の区間 | | | 主な生活関連施設 | |
|---------|--------------------------------|---|-----------------|-----------------------------|
| No. | 区間 | 路線 | 特定旅客施設 | 連絡する主な施設 |
| 1 | 地下鉄長町一丁目駅から 仙台市立病院まで | 市道河原町長町南線 市道長町一丁目自転車歩行者 専用道路1号線 市道長町あすと長町1号線 市道杜の広場自転車歩行者 専用道路1号線 | 地下鉄長町一丁 目駅 | 仙台市立病院 |
| 2 | 地下鉄長町駅 JR長町駅 から 仙台市立病院まで | 県道仙台名取線 市道長町駅東口線 市道長町駅東口自転車歩行者 専用道路1号線 市道あすと長町環状(その 1)線 市道長町あすと長町1号線 市道杜の広場自転車歩行者 専用道路1号線 | 地下鉄長町駅 JR長町駅 | 公共・商業施設 スポーツ施設 仙台市立病院 |

| | | | | |
|---|---|--|------------------|--------------------------------------|
| 3 | 地下鉄長町駅 ＪＲ長町駅 から 仙台南警察署 あすと長町中央公園まで | 県道仙台名取線 市道河原町長町南線 市道あすと長町環状(その 1)線 市道あすと長町環状(その 2)線 市道あすと長町環状(その 3)線 市道あすと長町環状(その 4)線 市道長町駅東口自転車歩 行者専用道路1号線 市道長町駅東口自転車歩 行者専用道路2号線 市道長町八木山(その7)線 市道長町八木山(その8)線 | ＪＲ長町駅 | 仙台南警察署 あすと長町中央公園 大型商業施設 |
| 4 | ＪＲ長町駅から 地下鉄長町南駅 仙台南郵便局 まで | 県道仙台館腰線 市道河原町長町南線 市道長町八木山(その2)線 市道長町南一丁目9号線 市道長町2号線 | ＪＲ長町駅 地下鉄長町南駅 | 障害者福祉施設 太白区役所 大型商業施設 仙台南郵便局 |

3 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
以下の事業を計画的かつ重点的に実施するものとする。

(1) 北仙台地区

| No. | 区間 | 主な事業内容 | 実施予定時期 |
|-----|--------------------------|---|-----------|
| 1 | 地下鉄北四番丁駅から 地下鉄北仙台駅まで | 音響機能付加 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |
| 2 | 地下鉄北仙台駅から 県立視覚支援学校まで | 音響機能付加 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 | 平成30～32年度 |
| 3 | 地下鉄北四番丁駅から 県立視覚支援学校まで | 音響機能付加 歩行者支援装置の設置 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |

| | | | |
|---|-------------|--|----|
| 4 | 上記1～3の道路の区間 | 道路環境・交通実態の変化や違法駐車の実態等に即した駐車規制の見直しを進めるほか、交通指導取締り活動、関係機関と連携した広報・啓発活動を進める | 常時 |
|---|-------------|--|----|

(2) 泉中央地区

| No. | 区間 | 主な事業内容 | 実施予定時期 |
|-----|----------------------|---|-----------|
| 1 | 地下鉄泉中央駅から障害者福祉施設まで | 音響機能付加 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 歩車分離化 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |
| 2 | 地下鉄泉中央駅から泉区役所まで | 音響機能付加 歩行者用青時間の確保 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |
| 3 | 地下鉄泉中央駅から泉警察署七北田公園まで | 音響機能付加 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 大型標識、灯火標識の設置 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 | 平成30～32年度 |
| 4 | 上記1～3の道路の区間 | 道路環境・交通実態の変化や違法駐車の実態等に即した駐車規制の見直しを進めるほか、交通指導取締り活動、関係機関と連携した広報・啓発活動を進める | 常時 |

(3) 長町地区

| No. | 区間 | 主な事業内容 | 実施予定時期 |
|-----|------------------------|--|-----------|
| 1 | 地下鉄長町一丁目駅から仙台市立病院まで | 道路標識・道路標示の高輝度化 | 平成30～32年度 |
| 2 | 地下鉄長町駅 JR長町駅から仙台市立病院まで | 音響機能付加 歩行者支援装置の設置 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 歩車分離化 道路標識・道路標示の高輝度化 | 平成30～32年度 |

| | | | |
|---|------------------------------------|---|-----------|
| 3 | 地下鉄長町駅 J R長町駅 から あすと長町中央公園まで | 音響機能付加 歩行者支援装置の設置 歩行者用青時間の確保 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |
| 4 | J R長町駅から 地下鉄長町南駅 仙台南郵便局 まで | 音響機能付加 歩行者支援装置の設置 歩行者用信号の経過時間表示機能付加 大型標識、灯火標識の設置 エスコートゾーンの設置 道路標識・道路標示の高輝度化 横断歩道の設置 | 平成30～32年度 |
| 5 | 上記1～4の道路の区間 | 道路環境・交通実態の変化や違法駐車の実態等に即した駐車規制の見直しを進めるほか、交通指導取締り活動、関係機関と連携した広報・啓発活動等を進める | 常時 |

4 その他交通安全特定事業の実施に際し配意すべき実施事項

(1) 事業内容の見直し

道路環境、交通実態の変化等に適切に対応するため、必要に応じて事業内容の追加、変更等を見直しを実施する。

(2) 高齢者、障害者等への情報提供

バリアフリー対応型信号機等の整備に当たっては、障害者団体等との情報共有を密にするなど、効果的な事業となるように配意する。

また、高齢者、障害者等からバリアフリー化の要望があった場合には、個別にその必要性を精査し、適切に事業を実施する。

歩車分離式信号機については、その旨が分かるよう表示板を設置するとともに、押ボタンの位置等を分かりやすいように配置する。

(3) 関係機関との連携強化

移動等円滑化の促進に関する関係機関相互の連絡調整を密にするるとともに、仙台市バリアフリー推進協議会等において相互の進捗よく状況等を確認するための意見交換を行う。

(4) 周辺の交通規制との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な交通規制の見直しを実施する。

(5) 老朽化した交通安全施設の的確な維持管理・更新等

交通実態の変化等に対応しつつ、将来にわたって交通安全施設の機能を維持し、安全で円滑な交通を確保するため、中長期的な視点に立った維持管理・更新等を

実施する。